

若年性認知症 ほっとサロン



若年性認知症ほっとサロンは、
若年性認知症の人と家族が気軽につどい、
相談したり楽しくおしゃべりをしたりしながら、
医療・年金・就労・介護などの情報も得られるサロンです。
参加した後にはみんなちょっぴり元気になっています。
どうぞあなたもほっとひと息入れにお出かけください。

日程：平成29年度 後半
時間：13:30～15:30



11月26日(日)
平成30年 1月21日(日)
3月18日(日)

タッチケアでリラックス…鍼灸マッサージ師によるリラクゼーション指導でリラックスしましょう
近況報告と相談…最近の出来事やこれまでの経緯、困り事など、参加者同士で話しあっています
コーヒータイム…コーヒーの香りを楽しみながら、あなたもほっと一息してみませんか
資料コーナー…若年性認知症ハンドブック、関連書籍、各種パンフレットなど取り揃えています
個別相談…専門の相談員が別室で個別の相談に対応いたします、お気軽にお申し出ください

※スタッフは介護福祉士、認知症ケア専門士、認知症看護認定看護師、薬剤師、鍼灸マッサージ師、行政書士等の多職種が担当しています。必要に応じて、それぞれの立場からの専門的なアドバイスを聞くこともできます。

会場 たまなわ交流センター第2会議室 鎌倉市台1丁目2-25(大船駅徒歩2分)

※会場には駐車場がありません、公共交通機関をご利用下さい

対象 若年性認知症の人と家族、関係者

参加費 なし ※ただし、おやつ代実費として一人100円頂いています

申し込み TEL **0467-47-6685**

相談 Mail info@kamakuraninchishou.com

一般社団法人かまくら認知症ネットワーク事務局
※電話でのご相談も承ります、お気軽に連絡ください

当日連絡先 090-7810-4033 (担当 稲田秀樹)



若年性認知症と診断されたら…
 子供はまだ就学中かもしれません。
 いつまで働けるかなどの心配も。
 これから必要になる情報を
 整理してみましょう。



若年性認知症とはどんな病気？

若年性認知症は 65 歳になる前に発症する認知症です。アルツハイマー型認知症の他にも、様々な病気があります。症状は病気によって違います。覚えられない、文字が書けない、道に迷う、言葉が出にくい、幻が見える等で、個人差が大きいのも特徴です。



治療薬はありますか？

アルツハイマー型認知症には、脳の神経伝達を改善し進行を緩やかにする薬があります。レビー小体型認知症にも効果が認められていますが、根本的な治療ではありません。血管性認知症には、血液の状態を改善する薬が用いられます。



医療機関にかかるときに

病院へ行く前に、病気に気づいたときの出来事や、仕事や家庭で困っていること、病気の進行の経過、飲酒などの生活習慣や心配事について、メモに書いて医師または看護師に渡しておくとうい良いでしょう。

若年性認知症本人の本も参考に♪

<p>「笑顔で生きる」 丹野智文著 39歳でアルツハイマー病に、トップ営業マンのドキュメント</p>	<p>「認知症になってもだいじょうぶ！」 藤田和子著 そんな社会を創ってこうよ！</p>	<p>「認知症になった私が伝えたいこと」 佐藤雅彦著 認知症になり不便だが不幸ではない</p>
--	--	---



若年性認知症と診断されたら…

働き続けることは出来ますか？

今の仕事が出来ているうちは仕事を続けましょう。病気が進行して仕事に支障が出てきたら、簡易な仕事に配置転換してもらおうと良いでしょう。認知症は病気ですから、それだけを理由に解雇されることはありません。しかしいったん会社を辞めてしまうと再就職が難しくなる場合もありますので、自分だけの考えで会社を辞めないようにしたいです。



経済的支援は受けられますか？

★自立支援医療制度

医療費の自己負担分の減免が受けられます。

★障害年金の受給

この病気で最初に医療機関を受診した日から1年6ヶ月を経過していれば、65歳になる前に退職した際に障害年金を受給することが出来ます。

★傷病手当金

病気やケガで会社を休み、事業主から給与が得られない場合に1年6か月まで支給されます。

★精神障害者保健福祉手帳と障害者手帳

医療機関の初診から6か月経過後に申請できます。

★就労支援サービス

障害者の就労支援事業所の利用も可能です。

★住宅ローンの特約

高度障害の認定を受けると支払い免除の場合も。

★生命保険の特約

高度障害の認定で保険金が支払われた事例も。
 ※特約の内容を確認しておきましょう。

介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスの利用には介護認定の申請が必要です。認知症と診断されていれば40歳から申請できます。

★ケアマネジャー

利用者のニーズに合ったサービスを組み立てる役割です。

★在宅で利用できるサービス

訪問介護…ヘルパーが自宅を訪問し必要な介助等を行いません。
 訪問看護…看護師が自宅を訪問し必要な看護を行いません。
 通所介護…日帰りで機能訓練やレクリエーションを行いません。
 短期入所…必要な時に利用する短期宿泊サービスです。
 小規模多機能居宅介護…通い、訪問、泊まりを1か所提供します。

★施設などのサービス

グループホーム(認知症の人の共同生活施設)
 特別養護老人ホーム(要介護3から申込み可能)
 老人保健施設(短期間のリハビリ施設)



相談先 鎌倉市市民健康課(認知症全般) 0467-61-3976 高齢者いきいき課(介護保険・地域包括支援センター) 0467-61-3950
 若年性認知症ほっとサロンや若年性認知症の情報は一般社団法人かまくら認知症ネットワークへ 0467-47-6685